第5次障がい者計画（文化芸術）

（●）文化・芸術活動に取り組む

障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出（「場・機会の創出」）をさらに進め、障がい者が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくり（「市場への挑戦」）を進めます。また、「文化・芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成（「人材育成」）を図ります。さらに、より多くの人がより多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進めていきます。

これらにより、「文化芸術」を通じて障がい者が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、「障がいのある」ということへの理解促進と「障がいのない」社会づくりを進めていきます。

（●）具体的な取組み

　　　障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、以下の観点により施策を推進します。

　・場・機会の創出

本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めます。

・市場への挑戦

　　「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。

・人材育成

　　「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。

→中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めていきます。